

平成 24 年（あ）第 193 号 殺人、殺人未遂、殺人予備、鉄砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
被告人 小泉毅

最高裁判所 第二小法廷御中

全国動物ネットワーク 代表 鶴田真子美

野良猫基金 代表 杉本 等

犬猫救済の輪 代表 結 昭子

要望書

前文

原判決を取消し、小泉被告人の起こした殺人事件の根本原因が、我が国の残酷で野蛮な行政による殺処分制度そのものにあることを認めよ。そして、その原因是、保健所での被告人の飼い犬チロ殺害から 40 年を経た現在も、取り除かれることなく、動物指導センターや保健所での犬猫殺処分が続いていることに改めて危機感を持たれよ。

この国の貧困な動物行政は、現実を変えようとしない官僚職員、ペット産業従事者に追随する族議員によって維持され続け、この国の生命軽視を助長している。殺処分を是とする日本の貧困残酷な動物行政こそがこの事件の発端であり、これを抜きに裁判を進行させるのは間違いである。幼い時に家族同然の愛犬チロの命を、突然の野犬狩りによって保健所に奪われた子ども時代の被告人の胸の悲しみ・憤りに対し、国家として理解を示し、適正な判断がなされるよう要望する。

だれしも愛犬愛猫を行政に奪われ殺された場合の飼い主の心情を理解できるだろう。

尊い命を奪った小泉被告人の行動は許されるものではないが、チロをはじめ、毎年殺されている数十万の犬猫の命もやはり尊いものであることは間違いない。

この事件を契機に、この国の動物行政は、根本的に改まるべきである。最高裁判所の判事たちも、この事件を高級官僚殺害事件許すまじの報復合戦として短絡的に片付けてはならない。最高裁判事として、国の行政に対し、一石を投ぜよ。尊い山口夫妻の死を無駄にしないために。小泉被告人の決死の行いを無駄にしないために。幾億のチロの死を無駄にしないために。第二、第三の小泉毅を生み出さないために。この事件を決して無駄にしてはならない。

要望の趣旨

原判決は不当であり、被告人小泉毅の減刑を求める。

要望の理由

1. 被告は、子どものときに野犬狩りにあり、殺されてしまった愛犬チロちゃんの仇うちを実行した。チロちゃんだけでなく、毎年殺害され続けている数十万の犬猫の仇を打つつもりで、被告は計画を練り、実行した。しかし、一審と二審では、殺害の真の動機であった「行政による犬猫殺処分」の是非はいっさい問われないまま、高級官僚殺害に対する報復裁判の様相を呈している。「家族同然の飼い犬を殺されたことへの、この国の動物行政への異議申し立て」から、「要人を殺して名を売ろうとした、相手はだれでもよかった」へと、犯行の真の動機が歪曲されたのは不當である。小泉被告人が命をかけて訴えたかったのは、迷子になった飼い主不明の犬猫、あるいは捨てられた、あるいは生まれてしまった不要犬猫の、ひたすら営利目的追求のために大量生産されたあげく不要